

厚岸町議会 平成27年度条例審査特別委員会会議録

平成27年9月17日

午前10時00分開会

- 委員長（大野委員） ただいまから条例審査特別委員会を開会いたします。
議案第69号、厚岸町特定個人情報保護条例の制定についてを議題とし、審査を進めてまいります。
進め方についてお諮りいたします。
進め方については、章ごととし、第3章については、節ごとで進めていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。
それでは、質疑をしてまいります。
議案書58ページをお開きください。
第1章、章則、第1条と第2条でございます。何か御質問ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） ないようですので、進みます。
第2章、特定個人情報の取り扱いについて。第3条から第10条まででございます。
どなたかございませんか。
8番、南谷委員。
●南谷委員 私は、本条例の制定に当たりまして、第2章、特定個人情報の取り扱いが非常に大事ではないのかなど、かように思いまして、何点か質問をさせていただきます。
まず、60ページなのですけれども、第7条でございます。
実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、に始まりまして、この保有のための管理のために必要な処置を講じなければならないと記載がございますが、やはり処置もきちんとしなければならないだろうと。この辺につきまして、本町は従来と違って、新たなこの条例制定に当たって、どのような処置を講じられるのか具体的な説明を求めます。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） お答えをさせていただきます。
この条例を提案する説明の中でも申し上げましたけれども、具体的にはこの保管庫の施錠、この特定個人情報の管理に当たっての保管庫の施錠、あとは今回の補正予算にも

提案させていただいておりますけれども、この特定個人情報を特に取り扱う部署における立ち入り制限等の物理的保護措置、これはパーティションであるとか、あとはパソコンの画面が見えにくくするための措置であるとかが含まれます。あとは、情報の暗号化等の技術的な保護措置、これはセキュリティーの関係になるかと思えます。

職員に対するこの特定個人情報の取り扱いに関する教育、研修等の実施、それと安全管理者の設置、これらによって管理体制の整備を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、若干のそういう、ある程度パーティションとかそういうものも今まで以上に厳重にやっていくということで理解をさせていただきました。

さらに、第8条なのでございますが、特定個人情報の取り扱いに従事する実施機関の職員、今、課長の答弁にもありました職員の研修等とございましたけれども、何と云ってもやはり人が業務をするわけでございますから、憂慮されるのは職員の皆さんの指導、今までも守秘義務初め情報に関する業務については、窓口含めてきちんとやってきたと思うのですよ。ですけれども、内部、組織として、外部は別ですよ、やはり指導の強化というものは、ますます求められるだろうなど、まずそこが原点だろうと、私は考えますので、この職員の指導の教育、研修とありましたけれども、今までとどのように変わって強化をしていくのか、この辺についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まずは、先ほどの答弁で申し上げていませんでしたけれども、この特定個人情報の保護条例に関する解釈、または運用、こういった手引きをまずは職員の皆さんに作成をした上で周知をしなければならないというふうに考えております。

これまでも、この個人番号を含んだ特定個人情報という意味ではなくて、番号法のナンバー制度の開始に当たって、これまでも特にその特定個人情報を取り扱うであろう部署の職員に対して、事務の進め方であるとか、今現在、まだこの取り扱いに関して、このようにしなければならないということはそれらの部署の方々にも行ってはきておりませんが、今までの個人情報に関してもそういったその解釈、運用の手引き等を使って周知を図ってきたところでありますし、さらに今回の場合はその名寄せだとか突合だとかで、その番号が漏えいされた場合に、かなりの危険がありますので、職員に対してはどういった形でと、これまでとどういった形で違うのかということは、まずはその特定個人情報の重要性というものを、まずは職員の皆さんに周知をして、その辺の管理の徹底を図っていかなければならないというふうに考えております。

●委員長（大野委員） ほかがございせんか。

12番、佐々木亮子委員。

- 佐々木委員 1点お聞きをしたいと思います。

第9条の2のところなのですけれども、ここで本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときというふうにあるのですけれども、この同意を得ることが困難であるときというのは、どういうことを指しているのか、説明をお願いします。

- 委員長（大野委員） 休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

- 委員長（大野委員） 再開します。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） 第2項の、または本人の同意を得ることが困難であるときというときの例ということでございますけれども、これは前段で人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合ということに限定がされております。

例としては、その人がもう既に病気の治療のために、命がもう、本人の意思が伝えられないといった場合に、本人、その必要な者について利用をすることができるといった例え。例であれば、そういったことが考えられるかというふうに思います。

- 委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

- 佐々木委員 そういう、今、例を示していただきましたが、本人の同意を得ることができないと。例えば、御家族がそばにいたりだとか、そういった方の同意というのは、必要としないで、あくまでも本人と、本人の同意が得られるか得られないかということでしょうか。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 本人の同意が得られない状況になっていますので、当然、そこは親権者であるだとか、その御家族の方々の同意というものは当然求めることになるかと思えますし、それでもそれがあつた場合については、こういった措置ができるということで、解釈をしております。

- 委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、先に進みます。

- 委員長（大野委員） 第3章、第1節の開示、第11条から第22条まででございます。
何かございませんか。
3番、堀委員。

- 堀委員 まず確認したいのが、このマイナンバー制度がやるよといったときにあったのですけれども、自分の情報の提供記録を自ら検索するというか、確認することができるというようなことを言われていたのですけれども、それはできるようになるのか、またその方法というのは、どのような方法で自分の情報がどのようなところで使われているのかというものが確認することができるのか教えてください。

- 委員長（大野委員） 休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時15分再開

- 委員長（大野委員） 再開します。
総務課長。

- 総務課長（會田課長） 一応、国においては、マイポータル、情報提供等記録開示システムというものをもって、自己情報をコントロールする仕組みの一環として、情報提供ネットワークシステムを介した自己の特定個人情報の授受を国民自らが確認することを可能とするシステムを構築する。これについては、29年1月をめどとして、マイポータルを設置することとしているということだそうでございます。

この29年1月というのは、まずは国の行政機関における情報連携が開始される日程になっています。その後、地方公共団体の機関が同年、その年の29年の7月以降から情報連携が始まりますけれども、この特定個人情報の授受も国民自らが自己の特定個人情報に関してその記録を確認することができるようになるということで、今のほうで取り進められているというふうに解釈していいと思います。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 そうすると、片仮名表記なので、多分インターネットか何かで確認できるようになるのかなというふうに思うのですけれども、ただそうすると29年の1月、また地方公共団体については29年の7月とうふうに、今言われたのですけれども、その間は、それまでの間というのは、どのような自分のマイナンバーというものがどのような形で使われているのかというものは確認する方法というのはいないのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 実際にこの個人番号を含んだ特定個人情報を国の機関、あとは地方公共団体間、あとは国と地方公共団体間で情報連携がすることができるというのは、今言った29年1月からが国の行政機関同士、29年7月からがそこに地方公共団体が含まれてくるということになりますので、本人が確認をできない間でそういう必要な個人情報が情報連携されている部分というのは、そこからが始まりますので、それまではあくまでも本人の申請等によって番号、税、あとは社会保障分野、あとは災害等での使用になりますので、そこからが初めてその情報提供ネットワークを介して、本人、個人がどのような形で自分の特定個人情報が使われているかということが確認できるということでもありますので、それまでの確認方法というのは、あくまでも本人が、きのうも説明しましたがけれども、e-Taxであるとかを利用した申請、申告ですとかいったものは、あくまでも本人の意思のもとでの行われることですから、それまでは一切、国の行政機関、あとは地方公共団体の機関でのやりとりというのは、基本的には行われた後ということになるかと思えます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 ただ何かしらの確認方法がなければ、例えば訂正とか、利用停止といったものときに、自分の思慮していないところでの利用というものがあるのかどうなのかというものの確認ができないというふうに思うのですけれども、どうなのでしょう。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず当初の段階では、国の行政機関ですとか、地方公共団体でマイナンバーというものが、先ほど申し上げたとおり、社会保障、税、災害対策の分野で利用されるということになります。

年金だとか、雇用保険、それと医療保険の手続、あとは生活保護、児童手当、その他福祉の給付、あとは確定申告などの税の手続などということになるかと思えますが、これらについては申請書にそのマイナンバーの記載を求められることになるということになりますので、それはあくまでも本人を介しての話になりますから、この段階では本人は全てそのマイナンバーがこういったものに使用がされるということは十分確認できるものではないかというふうに思います。本人がそのマイナンバーを求められるわけですから、それらの申請に対して。ですから、この辺については、本人は十分確認できるのではないかというふうに思います。ですから、先ほど申し上げたとおり、29年1月からの情報連携の中では、これは本人の承諾にかかわらず、国の行政機関同士、あとは地方公共団体同士の間でそのマイナンバーが付された個人情報がやりとりされるわけですから、それについてはそういった情報提供ネットワークを介して本人が確認できるようになるということになります。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、行政間連携が行われるまで、金融機関も含めて連携が行われるまでは、自分の思慮しないところでのマイナンバーの利活用というものは、例えば厚岸町なら厚岸町において、自分の思慮しないもの、あくまでも請求していないけれども、申請とかしていないけれども、使われるという心配はないと、100%ないのだということなのででしょうか。

その場合であっても、自分のマイナンバーというものが、それでは例えば、税や何かいろいろな支払いとか何かというものに使われるような場合において、何かしら確認する方法というものがどこかになれば、例えば厚岸町において、自分のマイナンバーが何と何と何に使われているのか、そういうものがないといけないのではないのかなというふうに思うのですよ。そうしなければ、自分の思慮しない情報の利用がされているかどうかという判断も自分ではできないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まずは、その番号法の中でこの特定個人情報が利用されるものというのは限定がされます。皆さんのほうにも番号法の、その中で、19条で利用の制限というものがされております。ですから、その利用の制限の中で各号に規程するもの以外については、要はマイナンバーを利用してはならないというふうになっておりますし、またこの後12月の定例会での提案になるかと思えますけれども、厚岸町としての独自利用事務というものを定めなければなりません。これら、今言った19条各号と、それと厚岸町がその利用宣言された中で、厚岸町が独自利用をする事務以外にはマイナンバーは使われないということになりますから、それら以外でも使われているという危惧がされる場合については、この条例に基づく請求ということになるかと思えます。

●委員長（大野委員） 3番、堀井委員。

●堀委員 そうすると、開示請求になるのかな、という形の中のものを請求しなければならぬということなのですよ。でも、やっぱり自分の情報が自分でもっと簡便に見えるようにならないければならないのではないかなと思うのですよ。

分かりました。

それで、自分の思慮しないような情報が使われている可能性があるというような、これはあくまでも今ではなくて、行政間連携が行われた後からの話にもなるのでしょうかけれども、利用停止請求をしたいといったときに、利用停止請求をしてから、この条例の中では14日間、期間というものが設けられておりますよね。ただ、そうすると14日間、2週間は自分が望んでいないけれども、その情報が使われる可能性というものがあると・……。

●委員長（大野委員） 堀委員、利用停止は第3節になるのですけれども。

●堀委員 ああそうか、第3章の今、第1節か。なるほど、分かりました。
では、第3節のほうで質問させていただきます。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。
12番、佐々木亮子委員。

●佐々木委員 第20条に関してですけれども、第三者のことについて書かれているのですけれども、これの3のところなのですから、第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書、これを提出をした場合においても、要は開示をするということなのかなというふうに思うのですけれども、第三者が反対の意思を表示をしているけれども、開示をするというところで、ちょっとよくここが分からないのですけれども、具体的に説明をお願いします。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 第20条の第3項の部分ですね。この第20条のまず規定なのですから、これは第三者の権利、利益の適正な保護を図るための必要な調査の一環として設けた手続規程ということであります。

第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報について開示請求があったと。当該第三者に意見の提出の機会を与えることができるということで、特に人の生命、健康、生活、財産を保護するため、必要があることなどを理由として開示しようとするとき。この場合に限って、第三者が反対の意思を表明した場合であっても、開示をしなければならないという場合があるかと思えます。その場合、そういった人の生命、健康、生活、財産を保護するためにどうしても必要なのだと、第三者が反対をしても必要な場合ということがあるかと思えますので、その場合の当該第三者が、もしかするとその開示をしたことに対して訴訟を起す場合もあるかと思えます。そのことをこの文では規程をしているということでございます。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、第2節に進みます。
第2節、訂正、第23条から第29条までです。どなたかございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 第3節、利用停止。
3番、堀委員。

●堀委員 申しわけありません。章であれしていたものですから、申しわけありません。

先ほどもちょっと言ったのですけれども、利用停止について本人が思慮しない場合の利用がされている疑いがあるといったときに、利用停止請求というものがするのですけれども、その停止請求から停止の決定までというものが14日間というふうに、14日以内にしなければならないというふうに決められております。ということは、2週間の、14日間の猶予があるといった中で、自分の思慮しない情報というものが14日間使われるということになるというふうに思うのですよね、決定までの間は。これは、やはりどうなのかなというふうに思うのですけれども。

まずは、停止請求を受け取ったときに、一時停止というものをやるような形というものがとれないのか。そして、その上で決定内容を請求者本人が受け取ってから相当の期間の不服というのがないときに当たっては、再度、一時停止を解除するとかという方法をしなければ、最長で14日間というものは、個々のマイナンバーというものが使ってほしくないのに使われるという事態になってしまうというふうに思うのですけれども、これについては何とかならないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） これは、まずこの14日以内という期限でありますけれども、これは、今、既存の個人情報保護条例、これにも14日以内ということで、同じく利用停止請求部分に係る猶予期間14日以内ということに決めておりますけれども、これに合わせた形ということなのですが、その請求があったそのことに対する理由が、まずは実施期間としても確認をしなければならないと。その確認がされ次第、当然に不正に利用がされているとすれば、14日以内という期限を持たず、まずは停止をしなければならないというふうに考えております。この32条のほうにも保有特定個人情報の利用停止義務というものが実施機関に課せられております。当然、14日あるからといって、14日を期限に、それまで停止もしないでただ単にその請求を認める上での審査をするかといえばそうではなくて、明らかにもうそれが認められないとすれば利用停止はもうした中で、早いうちに、早期のうちにした中でということになるかというふうに思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 請求の手続の中では、きちんと利用停止請求の趣旨及び理由というものとか、いろいろなものをつけて出すわけなのですよ。ただ、その停止に当たっての、受けてからその処理期間というものを14日というふうに定めているだけで、もっともっと短くなっているものはどこにも書いていないのですよ。だからこそ、一時停止というものを一度して、その上できちんとしたものをしなければならないのではないのかなというふうに思うのですよね。今、課長はすぐにやりますと書いていますけれども、すぐにやる保障はどこにこの条例の中にあるのかと。事業所によっては、1週間も10日間も投げられ

た後で、ようやく期限が来たから出そうとかという形にもなるかもしれないのですよ。だからこそ、一時停止という措置が必要ではないのかなと。まずは受けた段階でその停止請求の書類の不備がないものが確認できた段階で一時停止をするという行為が必要ではないのかなというふうに思うのですよね。それを受けて、では一回停止して、相手方のほうに知らせましたと、あなたは利用停止を請求しているけれども、その利用停止の理由には当たらないから、これは使い続けさせていただきますとかというようなものを、決定通知の中でしたときに、それに対して不服というものだって当然あると思います。そういうようなものを経た上で、初めて再度、一時停止が解けるようにでもしなければいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時41分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、堀委員のほうからは、期限の部分での危惧される部分をおっしゃられておりますけれども、まずはこの条例の中では14日以内と、14日ということではなくて、14日以内ということで規程をさせていただいておりますので、これはまずは最大限の猶予期間と、これは調査にかかる期間であるとかいう部分も含めて、14日以内ということにさせていただいておりますけれども、当然に先ほども申し上げたとおり、それがもう明らかにその本人からの請求に基づくものが認められないものとして扱われていた場合については、直ちにその利用停止をするといった32条の規程に基づいて、その実施期間の義務、利用停止の義務という規程と合わせながら、当然に1日以後、2日以後であったとしても、これはすぐに利用停止をするということで、今後その職員のほうに周知をするマニュアル、手引きの中で運用として、そのような周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 だめだなあ。どうしても、すぐやる、すぐやると言っているだけで、何もないのですから。

ですから、利用停止決定等の期限といった中で、第34条にあるものについては、あくまでも14日以内にしなければならないというふうにあるだけなのです。では、例えば、相当数の調査がかかってしまって、14日ぎりぎりまでなってしまうけれども、それはしようがないというような意見ですけれども、私はそうではなくて、やっぱりこれについてはまずは1回とめるのだ、その上で十分な調査をするというほうが必要ではないのかと言っ

ているのです。調査に相当数の日数かけられても困るのですよ。どうなのでしょう。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 繰り返しの答えになるかも分かりませんが、まずは14日以内ということの規程をさせていただいた上で、先ほど申し上げたとおり、32条の停止の義務というものがございまして、これらの今、委員から言われました危惧される部分について、運用のこれから手引きの中でそういった場合においては、直ちに、速やかにということでの記載をさせていただきたいと、その中で運用をさせていただきたいというふうに考えております。まずは条例ですので、そこの辺のまずは基準というものを設けなければなりませんので、そこを条例の中では14日以内というふうにさせていただいた上で、運用上での、運用をする上でのやり方としては、今言った、直ちに停止をするといった記載をさせていただきたいと。職員のほうには、実施機関のほうには周知をさせていただきたいというふうに考えてございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 堂々めぐりなので、これ以上同じ議論はしませんけれども、でもやはり、私の思慮しない情報というものが使われているというふうに思われたときに、やはりそれが即座に止められないというものは、ちょっとやはり問題があるなというふうに思うのですよね。

例えば、この利用停止請求とかを郵送で送った場合、当然受け取り確認というものをしなければ、相手方が受け取ったかどうかというのがあれで、それから最高でも14日間というような処理期間になるのかなというふうに思うのですけれども、決定通知などの全て受け取り確認なりの、そのような本人が受け取ったという確認の中での書類のやりとりがされるというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、普通郵便であくまでも送られて、本人が受け取ったかどうか分からないというようなもので出すようになるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） その辺りについては、厳正な手続をもって進めてまいりたいというふうに考えております。今言ったその本人受け取りが確認される手続をもって、通知をすることになると思います。

●委員長（大野委員） ほか、この第3節、30条から35条までございませんか。
12番、佐々木亮子委員。

●佐々木委員 第30条にかかわってお伺いをいたします。

ここでは、利用の停止、または消去ということで書かれているのですけれども、正当

な手続をして、情報を取得するわけですよね。それで、その手続をして、情報を取得するわけですから、アからオに書かれているようなことは、手続のときに手付けをする際に起こり得ないものだというふうに思うのですけれども、起こり得ないとするものがここに書かれているというのでしょうか。それは正当に手続をとって情報を取得してもこういうことが起こり得るよというような捉え方をしてもいいのかどうか、お伺いいたします。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 本来は、ここに列記されているものについては起こり得ないことだというふうに考えています。起こり得ないことについて各号で列記をした上で、こういった例示を入れて分かりやすく表現をさせていただいた上で、ただしこれは起こり得ないことだというふうに基本的には考えております。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、第4節、不服申し立て、第36条から第38条まで。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、第4章、雑則、第39条から第44条まで。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、71ページ、附則。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、総体的にございませんか。

3番、堀委員。

●堀委員 この特定個人情報保護条例、その大もとの国のほうの法律行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というものですね、といったものが厳格に決められておりまして、それに基づいて今回のこの特定個人情報保護条例が制定されているのですけれども、法律の中では罰則というものがあります。4年以下の懲

役、最高200万円から、下はいろいろとあるのですけれども、50万円くらいまであるのですけれども、罰則というものが、そういったときに、この罰則というものがあるのですよ、厳格な罰則というものがあるのだよというものを実施機関がしっかりと把握をしておかなければ、やはり担当者による情報の漏えいとか、そのような場合だって起こり得てしまうと。そうではないのだと。きちんとした罰則があって、こういうものがあるのだというものを、やはりこれからの運用に当たっての研修や何かという部分、先ほど来言われていましたけれども、そういう中でもしっかりと周知をするようなことをしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 委員言われたとおり、この条例につきましては、まずは番号法があって、上位法になるかと思えます。これは、今言われたかなり厳格な、厳正な、しかも厳しい罰則が定められております。この辺も十分含めて、職員のほうには周知をしてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

●委員長（大野委員） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

3番、堀委員。

●堀委員 私は、本条例、議案第69号、厚岸町特定個人情報保護条例の制定について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

反対といいましても、私、先ほど来、議論をさせていただきました第3章、第3節、利用停止の部分について、承知できないということの中での、それが反対の大きな理由であります。

利用停止請求権というものが、第30条で決められ、第1号のア、イ、ウ、エ、オなどが列記されております。先ほど来、議論の中では、行政側のほうでは、これは起こり得ないことだというように言っております。私もそうだとは思いますが、ただ、使われる個人側のほうは、もしかしたらこれにおいて保管されている、利用されているのではないかというものを思慮する場合だって当然あるのですよ。そういったときに、即

座にその情報の停止ができるようなことでなければ、やはりまずはいけないのではないかなど。個人情報を提供する、マイナンバーを持っている人それぞれのことを考えたときには、まずは停止をして、その上で、しかるべき調査、決定などを踏まえた上での再開、もしくは停止という、正式なものをできるようにしなければいけないのではないかなど。あくまでも相当数の、議論の中でもすぐにはやると言っていますけれども、それが担保されているわけでもない中においては、やはりそれら規程が盛り込まれていない条例においては、いけないというふうに私は思いますので、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

●委員長（大野委員） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

8番、南谷委員。

●南谷委員 議案第69号、厚岸町特定個人情報保護条例の制定についての賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成27年10月5日施行される、いわゆる番号法、住民票を有する全ての厚岸町の町民に12桁の個人番号が付番され、その番号を利用し、国や地方自治体は、社会保障や税、災害の分野で効率的な情報の管理を行うことも可能と今後はなるわけでございます。行政の効率化、国民の利便性の向上、公平かつ公正な社会をこれからも目指していかなければならないと、かように考えます。

ただいま、反対討論がございました3番、堀委員の危惧されることも、私も重々理解できますし、けさのその週刊誌、朝買ってきたのですけれども、マイナンバー制度は第2の新国立になると、こういう見出しの週刊誌も出ております。町民もこの賛否両論、いろいろあろうかと存じます。ですけれども、やはりこれからの時代に向かって、厚岸町だけが蚊帳の外では、私はまずいと思いますし、英断を振るって、その取り組みに当たって、この法を制定、条例を制定して、しっかりマイナンバー制度に対向していかなければならない、そういう意味では私は本条例に賛意を示すものであります。

卵は割らなければ食べられないのですよ、殻のままでは。やっぱり世の中、一步英断を振るって、足を踏み出さなければなりません。私はかように思います。

議員各位の聡明な御判断をお願いを申し上げまして、討論とさせていただきます。

●委員長（大野委員） ほかに討論ございますか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で討論を終わります。

●委員長（大野委員） これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

●委員長（大野委員） よろしいです。

出席委員10人、そのうち起立者数6人。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（大野委員） 以上で、条例審査特別委員会に付託されました、議案第69号、厚岸町特定個人情報保護条例の制定についての審査は終了しました。

よって、条例審査特別委員会を閉会いたします。

午前10時58分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年9月17日

平成27年度条例審査特別委員会

委員長

副委員長